

2020年版模倣品・海賊版対策の 相談業務に関する年次報告 概要

2 0 2 0 年 6 月
特 許 庁 総 務 部
国際協力課 模倣品対策室
(政府模倣品・海賊版対策総合窓口)

1. 模倣品対策室及び政府模倣品・海賊版対策総合窓口について

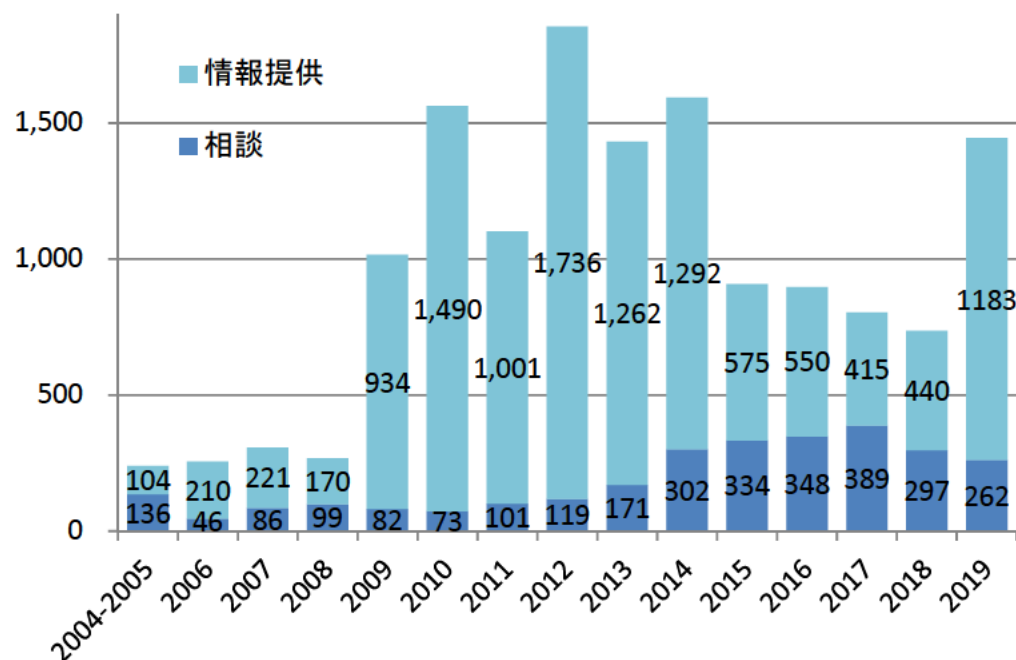
- 政府模倣品・海賊版対策総合窓口は、知的財産戦力本部の決定（04年5月）を受けて、製造局模倣品対策・通商室（当時）に開設され、**20年4月に模倣品対策室と共に特許庁に移管された。**
- 模倣品対策室は、世界各国にて製造され流通している日本ブランドの模倣品・海賊版を根絶させることによって、優れた製造・開発技術に裏付けられた日本ブランド力の維持・向上を果たし、我が国製造業の生み出す付加価値の増加を図る。
- また、政府模倣品・海賊版対策総合窓口として、権利者・国民への適切なアドバイスや情報提供に努める。



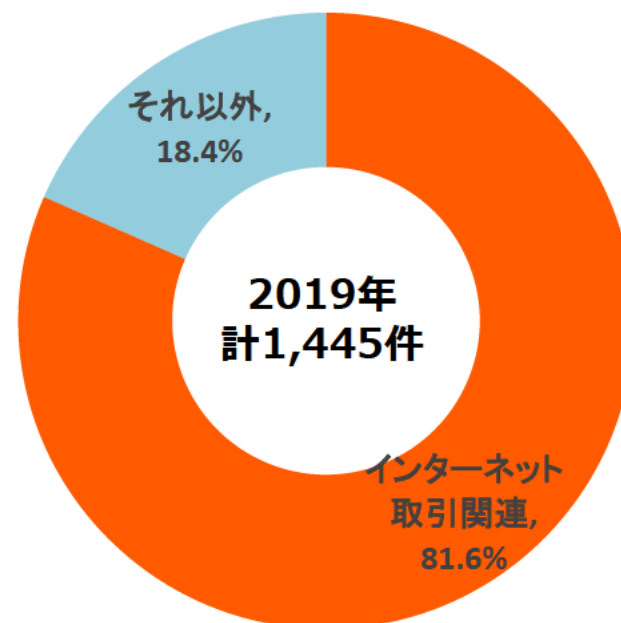
2. 相談受付の概況

- 2019年の受付件数の総数は1,445件。うち、相談件数については262件。
 - 受付件数の総数の1,445件のうち、インターネット取引に関連する相談・情報提供が1,179件と全体の81.6%。
 - フリマサイトなどインターネット上のCtoC（個人間）取引における模倣品出品に関する相談・情報提供が多数寄せられている。
 - ◆ インターネット取引に関する相談・情報提供のうち、60.7%がCtoC取引の案件

相談・情報提供の受付件数



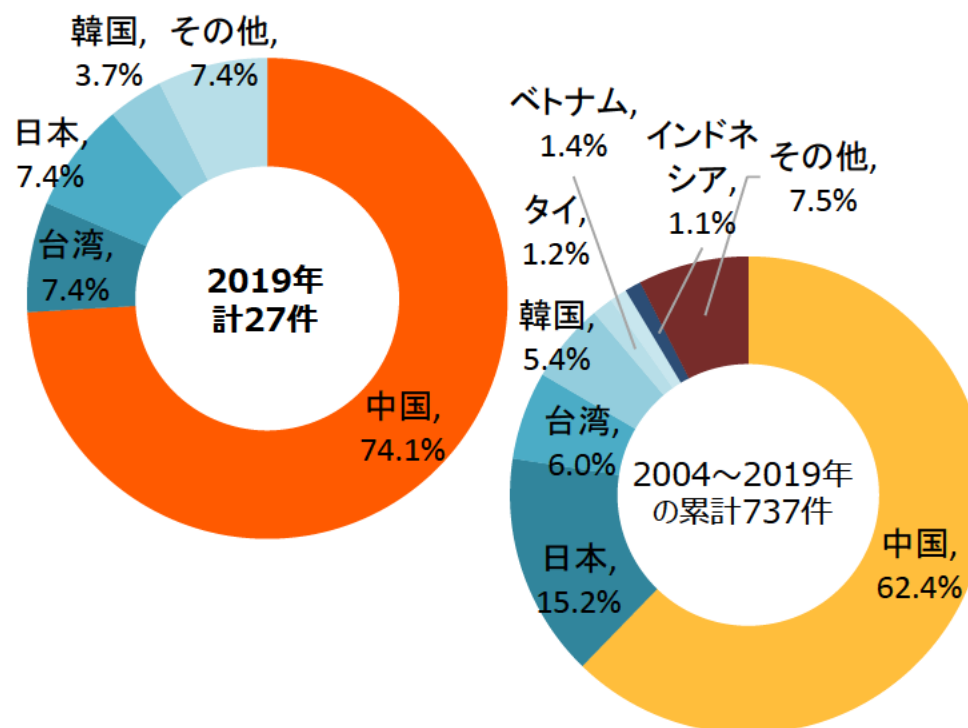
インターネット取引に関連する
相談・情報提供の割合



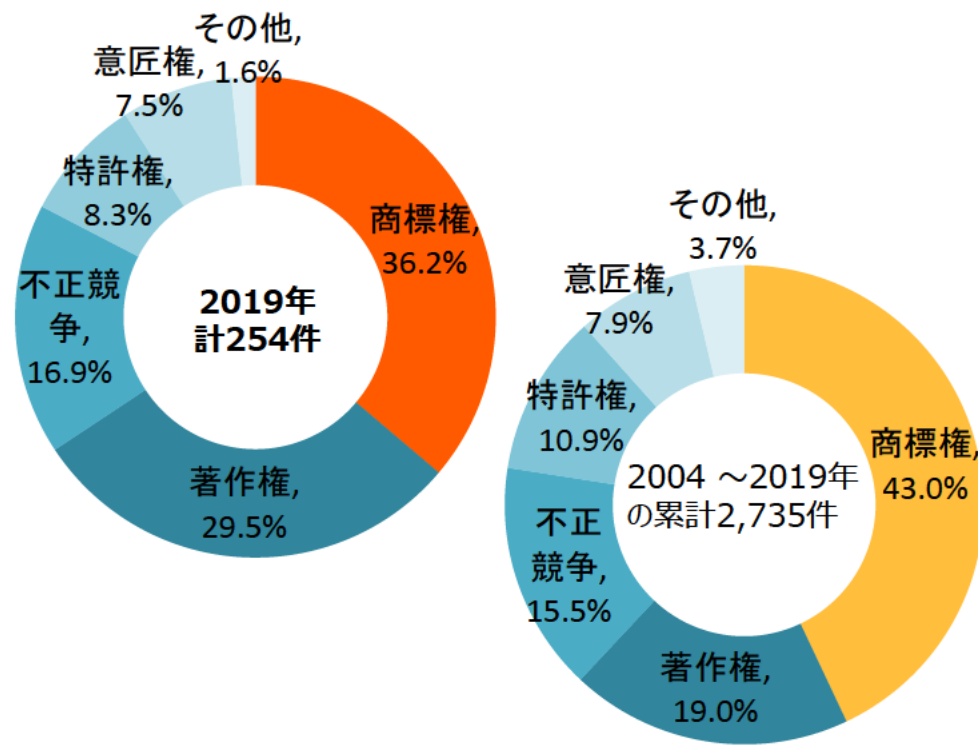
3. 相談受付の内訳（被害発生国・地域、被侵害権利）

- 製造（発生）国・地域が判明している相談のうち、中国（香港を含む）が製造（発生）地である案件が半分以上を占めるが、東南アジア諸国における相談も増加の傾向。
- 相談案件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなものの36.2%が商標権に関する相談。
 - 不正競争については形態模倣の相談が多く、意匠権と合わせて形態模倣に関する被害が深刻な状況がうかがえる。

製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合



知的財産権別相談案件の割合



4. 典型的な相談内容

- 相談内容としては、訴訟等の法律的な問題の確認、輸入差止申立等の措置の申請先、無料相談が可能な専門機関の問い合わせ等が多い。
- また、並行輸入に関する相談（どのような場合に並行輸入が認められているのか）も多数寄せられているほか、以下のような相談もよく受けている。

中国における模倣品対策についての相談

○相談内容

中国の大手ECサイトにおいて、当社の商標を無断で使用した模倣品が流通しており、ブランドイメージに悪影響が出る恐れがある。とりうる対応を教えてください。

○回答

中国における一般的な模倣品対策として、製造者や販売者に対する製造・販売の差止めを求める警告状の送付や民事訴訟の提起、あるいは、中国の取締当局に対する行政摘発の要請などの方法が考えられます。

また、オンライン対策としては、ECサイトに対する削除申請を地道に続けることが重要です。これらの模倣品対策をどこまで行うかは、費用対効果の観点による検討が必要になります。なお、特許庁では、中小企業を対象とした海外の模倣品対策の一部費用を助成する制度がありますので、活用をご検討ください。

意匠権を取得していない場合の 対応方法についての相談

○相談内容

意匠権は取得していないが、当社製品の形態が国内競合他社に模倣され、製造・販売されている。この場合は、製造・販売をやめさせることは可能か。

○回答

日本において、他人の商品形態の模倣行為は不正競争防止法により禁止されています。したがって、不正競争防止法違反を根拠に販売の差止めを求めることが考えられますが、主張できるのは模倣の対象となった商品が日本国内で販売開始されてから3年以内に限定されるため、販売開始時期を確認する必要があります。